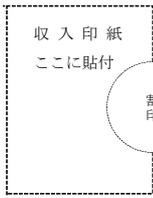


# 貸付金借用書



申込額	収入印紙
10万円	200円
20万円	400円
30万円	
50万円	
100万円	1,000円
150万円	2,000円
200万円	

金額

	百万			千			円
--	----	--	--	---	--	--	---

借入理由 □にシをしてください。	<input type="checkbox"/>	生活資金
	<input type="checkbox"/>	自動車購入資金
	<input type="checkbox"/>	教育資金

一般財団法人川崎市立学校教職員互助会事業に関する規則（以下「規則」という。）に基づき上記の金額を借用いたしました。

ついては次の項目を守り、必ず償還いたします。

- 貸付金の償還は規則の定めるところにより行います。
- 利息は規則の定める年利を支払います。
- 規則の定めるところにより未償還元利金を即時に償還しなければならなくなったときは、遅滞なく償還します。
- 借受人が一般財団法人川崎市立学校教職員互助会からの給付金等の支給を受けるときに貸付金の未償還元利金があるときは、支給額から差し引かれることを了承します。
- 貸付金が債務不履行のときは、損害保険会社に債務譲渡することについて異議は申し立ていたしません。
- 規則を厳守します。

年 月 日 (借入日)

(あて先) 一般財団法人 川崎市立学校教職員互助会 会長 様

借受人 所属名 .....  
 氏名 .....  
 (自署) ..... (印)  
 自宅住所 .....

- (注) 1 貸付金の借入資格は、規則第13条第2項（別表第6）の定めによるものとする。  
 2 自動車購入資金貸付については、自動車販売店の注文書又は売買契約書の写しを添付する。  
 3 教育資金貸付については、入学の場合は合格通知書又は入学許可書の写し、在学中の場合は在学証明書原本を添付する。  
 4 貸付金は貸付の種類に応じてそれぞれ1口を限度とする。  
 5 一般任期付教員は任用期間を記入する。  
 6 申込書、借用書の各欄に記入し、押印する。申込に関しては所属長の証明を受ける。  
 7 借用書に収入印紙を貼付し、割印をする。  
 8 借替の場合は、償還2年以上（24回以上）を経過したものを取扱う。  
 9 貸付保険の加入に伴い「貸付保険に係る個人情報の取扱いに関する同意書」を添付する。  
 10 期末・勤勉併用償還分については、1月と7月の給与から月額償還分を合算して控除する。  
 11 一般任期付教員は生活資金貸付及び教育資金貸付はそれぞれ50万円までとし、かつ、両方を借り入れる場合の合計貸付額は50万円までとする。なお、自動車購入資金貸付の借り入れは出来ないものとする。

(借入日) 毎月12日締切のものは27日、27日締切のものは翌月12日、休日にあたるときはその前日が(借入日)となりますので、借用書の(借入日)記入に際しては、ご留意願います。